

災害時における一部負担金等徴収猶予及び減免について

1. 対象となる災害

令和3年8月11日からの大雨による災害

2. 対象となる区域

災害救助法が適用された区域に住所を有している方

(該当区域で同法が適用された日現在)

※詳細、別紙参照

3. 措置内容

(1) 一部負担金等の減免

①災害認定基準の住家全壊（全焼）の場合…免除

②災害認定基準の住家半壊（半焼）の場合…免除

なお、災害の認定は「災害の被害設定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括室（防災担当）通知）により取扱います。

(2) 一部負担金等の徴収猶予

被保険者等の保険医療機関等に対する支払いに代えて、当健康保険組合が一部負担金等を被保険者から直接徴収することとし、その徴収を猶予します。

(3) 保険料の納期限の延長及び納付猶予

今般の災害により被災した事業所、任意継続被保険者は、保険料の納期限の延長及び納付猶予を受けることができます。

(4) 被保険者証の取扱い

今般の災害により被災し、被保険者等を紛失した場合は、速やかに事業所を通し再交付の手続きを行ってください。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口申し立てることにより、受診できることとなっております。

(5) 保険給付費等の支払い

被災した被保険者からの給付等の申請があったときは、速やかに審査のうえ、お支払いいたします。

4. 申請方法及び証明書の発行について

事前に被保険者が「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）申請書」を当健康保険組合に提出し、「一部負担金等（減額・免除・徴収猶予）証明書」の交付を受け、この証明書を医療機関の窓口提出し受診ください。

なお、申請書提出にあたっては、住家のある自治体等による災害に係る証明書等を添付してください。

5. 免除等の期間

①災害認定基準の住宅全壊（全焼）

…該当区域で災害救助法が適用された日から令和4年1月31日まで

②災害認定基準の住宅半壊（半焼）

…該当区域で災害救助法が適用された日から令和4年1月31日まで

以上

【別紙】

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる
災害救助法の適用区域及び同法適用日

【長野県】	岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曾郡上松町、 木曾郡王滝村、木曾郡木曾町	8月15日
【島根県】	江津市	8月12日
	邑智郡川本町、邑智郡美郷町	8月13日
【広島県】	広島市（全区）、三次市、安芸高田市、山県郡北広島町	8月12日
【福岡県】	久留米市、八女市、みやま市	8月12日
【佐賀県】	武雄市、嬉野市、杵島郡大町町	8月12日
【長崎県】	雲仙市、南島原市	8月12日

一部負担金等 減額免除申請書
徴収猶予

被保険者証 記号番号		—						
被保険者	氏名				生年月日	昭平 年 月 日	性別	男・女
	住所							
減額等を 希望する 対象者	氏名				生年月日	昭平 年 月 日	性別	男・女
	住所							
	傷病名							
	発病又は負傷年月日							
減免等を申請する理由								

上記のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

東京都報道事業健康保険組合 理事長殿

被保険者 住所

氏名 印

<備考>

1. 「罹災証明書」「被災証明書」の写しを必ず添付してください。
2. この申請書は、対象者ごとに行ってください。
3. 対象者が被保険者であるときは、対象者の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載してください。